

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	山野美容専門学校
設置者名	学校法人山野学苑

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
美容専門課程	美容科	夜・通信	1560 時間	80×2=160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

刊行物として事務局内で保管し、閲覧依頼があった場合は速やかに公表している。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	山野美容専門学校
設置者名	学校法人 山野学苑

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.yamano.jp/introduction.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	コンサルティング会社 経営者	令和6年1月 18日～任後4 年以内に終 了する最終 の会計年度 の決算を承 認する理事 会終結時	経営スキル
非常勤	弁護士	令和6年1月 18日～任後4 年以内に終 了する最終 の会計年度 の決算を承 認する理事 会終結時	コンプライアンス スキル
(備考) 他に1名、学外者に理事を任命している。			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山野美容専門学校
設置者名	学校法人山野学苑

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>【作成について】 授業計画書は、毎年委員会において検討・検証し、各授業を担当する教員が学内統一様式で作成を行っている。</p> <p>【時期について】 9月上旬……年間行事予定および授業計画作成(学年暦作成)開始 12月下旬……年間行事予定および授業計画作成(学年暦作成)完了・周知 1月上旬……シラバス作成依頼 3月下旬……シラバス完成・公表</p>	
授業計画書の公表方法	<p>刊行物として事務局内で保管し、閲覧依頼があった場合は速やかに公表している。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則に規定する教科課目の時間数を満たし、かつその試験等に合格した者に履修を認定している。</p> <p>成績評価の方法は「山野美容専門学校成績評定基準」により、筆記試験・実技試験・レポート等により学修成果を図るとともに、やむを得ない理由により受験できなかった場合や合格に達しない場合には、追試験・再試験を実施することと定めている。本基準に則り各課目のシラバスにおいて評価方法を明示し評価を行っている。</p> <p>成績評価の基準については、同基準により、100点を満点とし、80以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、59点以下を不可としている。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>〈客観的指標〉 組織的な学習の成績評価を行い、学生の学習意欲促進を図り、評価基準の明確化や厳格な成績評価を行うため、以下により指標を定め、学生指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算出方法 成績評価を前項に定める、成績評価基準により、100点満点で点数化し、全課目の平均を算出する。</li> <li>・客観的指標の算出 各学年修了時（当該学年履修科目）、で算出する。</li> </ul> <p>本制度は刊行物として、学生その他、一般にも公表している。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	刊行物として事務局内で保管し、閲覧依頼があった場合は速やかに公表している。
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本学苑は我が国の美容界の発展を念願しつつ、「髪・顔・装い・精神美・健康美」の五大原則を「美道」として実践し、教育してきた。 この建学の精神に基づき、総合的な「美」を創造し追求することが、本校の教育理念である。 この教育理念に基づき、以下のとおり、ディプロマポリシーを定め、公表している。</p> <p>〈ディプロマポリシー〉 美容師免許取得に達する知識・技術を修得するとともに「髪・顔・装い・精神美・健康美」のトータルビューティを学び、豊かな感性と優れた国際感覚を身につける。 卒業認定については、学則に定める所定の課程を修了した者に対し、学習評価を行い校長が卒業を認定し卒業証書を授与する。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	刊行物として事務局内で保管し、閲覧依頼があった場合は速やかに公表している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	山野美容専門学校
設置者名	学校法人 山野学苑

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.yamano.jp/settlement.html">https://www.yamano.jp/settlement.html</a>
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		美容専門課程	美容科（2年制）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
	昼	2010 単位時間 /単位	510 単位時間 /単位	270 単位時間 /単位	1230 単位時間 /単位	2年 単位時間 /単位	
2年			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
1200人		889人	10人	45人	72人	117人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
概要） 講義修得状況を図るため、小テストを随時実施している。 またクラス担任制をとっており、個別相談・指導の対応をして、電話・メール連絡・個別相談・保護者連携を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
416人 (100%)	7人 ( 2%)	409人 ( 98%)	0人 ( %)
（主な就職、業界等）美容室、アイリストサロン、ネイリストサロン、結婚式場			
（就職指導内容）キャリア支援授業、個別相談、面接練習 等			
（主な学修成果（資格・検定等））美容師免許取得			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
917 人	54 人	5.8%
（中途退学の主な理由） 進路変更、体調不良、他の課程への転出等		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・欠席時間に応じて随時面談、保護者との情報共有 ・教員（クラス担任）、保健相談員（保健師）及びスクールカウンセラーとの連携を図りメンタルヘルス（心の悩み）への対応を推進		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	120,000 円	432,000 円	971,000 円	その他内訳 (1 学年次) 実習費 178,800 円 教育充実費 195,000 円 施設維持費 132,000 円 教材費 430,000 円 学生生徒諸費 35,200 円
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.yamano-bc.ac.jp/infopub.html">https://www.yamano-bc.ac.jp/infopub.html</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価は、自己評価結果をはじめ、各種資料の検証や学校の諸活動の観察等を通じて、今後の改善方策について評価することを基本とする。学校関係者として、企業、卒業生等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置して評価を実施し、連携して学校運営の改善を図ること等を目的とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
美容会社 経営者	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	企業
美容会社 役員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	企業
美容会社 役員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	企業
美容会社 社員	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	卒業生
美容会社 社員	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	企業
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.yamano-bc.ac.jp/infopub.html">https://www.yamano-bc.ac.jp/infopub.html</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

[https://www.yamano-bc.ac.jp/sinfo\\_sinfo-rinen.html](https://www.yamano-bc.ac.jp/sinfo_sinfo-rinen.html)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113311300149
学校名 (〇〇大学 等)	山野美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人山野学苑

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		108 人 (-人)	100 人 (-人)	111 人 (-人)
内 訳	第Ⅰ区分	67 人	63 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅱ区分	28 人	23 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	11 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	- 人	- 人	
区分外 (多子世帯)	0 人	0 人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				- 人 (-人)
合計 (年間)				112 人 (-人)
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0 人	- 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が廃止の基準に該当)	人	0 人	0 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0 人	- 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0 人	0 人
計	人	0 人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	後半期	人
		0		0

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0 人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0 人	0 人	0 人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0 人	0 人	0 人
GPA等が下位4分の1	0 人	0 人	0 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0 人	0 人	- 人
計	0 人	0 人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。